災害共済給付制度とは?

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度とは、学校の管理下でケガ等をした時に、その医療費や障害見舞金、死亡見舞金の給付を行う制度です。

日本スポーツ振興センター法に基づく国の公的制度のため、低い掛金で厚い給付が行われます。

給付される場合

次の(1)~(3)の条件にすべてあてはまること。

- (1) 学校(幼稚園)の管理下で発生したケガ等であること。
- (2) 医療保険が適用される治療であること。
- (3) 医療費の総額が 5,000 円以上かかったとき。

(健康保険の適用により、医療機関の窓口で支払う額が 1,500円以上かかったとき)

学校(幼稚園)の管理下とは

- ・授業中(保育中)及び休憩時間中
- ・学校の教育課程に基づく課外指導中(遠足、中学校における部活動など)
- ・通常の経路による登下校中、等

給付金の種類

- (1) 医療費 総医療費の4割(自己負担分3割+総医療費の1割)が給付されます(※ただし、高額療養の場合は計算方法が異なります)。
- (2) 障がい見舞金 ケガ等が治った後、残った障害に応じて 3,770 万円~82 万円が給付されます。 通学(園)中の災害は、半額になります。
- (3) 死亡見舞金 学校(幼稚園)の管理下における事故で死亡した場合に 2,800 万円が給付されます。通学(園)中又は突然死の場合は、半額になることがあります。
- ◎北谷町こども医療費助成制度では、医療費の自己負担分3割のみが給付されます。
 障がい見舞金・死亡見舞金の給付はありません。

給付手続き

(1) 学校・幼稚園から必要書類をお渡しします。

 \downarrow

(2) 病院を受診し、自己負担分(3割)をお支払いください。

1

- (3) 医療機関で書類を記入してもらい、学校・幼稚園に提出してください。
- (4) 学校・幼稚園からの報告を受け、教育委員会から日本スポーツ振興センターへ医療費の請求を行います。

1

(5) 日本スポーツ振興センターの審査後、保護者へ給付がおこなわれます。

注意事項

- ・学校管理下でのケガの場合は、子ども医療費助成制度の医療証は使用しないでください。
- ・災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間です。
- ・以下の場合は給付の対象となりません。
 - (1) 初診から治ゆまでの医療費総額が5,000円未満(自己負担額1,500円未満)の場合。
 - (2) 差額ベッド代など、健康保険の適用を受けない治療の場合。
 - (3) 生活保護受給世帯の場合。(ただし、障害・死亡見舞金は給付されます。)
- (4) 交通事故などの第三者の加害行為により、損害賠償を受ける場合。
- ・制度についての詳細は、日本スポーツ振興センターホームページをご覧ください。 日本スポーツ振興センター学校安全web: http://www.jpnsport.go.jp/anzen/

お問い合わせ先 北谷町教育委員会 学校教育課 TEL982-7705